

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.028

処 分 名	危険物施設の緊急使用停止命令等
処 分 の 概 要	公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第12条の3第1項
処 分 基 準	<p>◎公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合は処分の対象となります。</p> <p>なお、「公共の安全の維持又は災害防止のため緊急の必要があるとき」とは、危険物施設又はその周囲の状況が公共の安全の維持の上で危険な状況となった場合で、危険な状態が当該危険物施設にあるか否かを問わないものです。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■消防法

第12条の3第1項 市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。